

授業科目名	消費者保護の法と実務	担当教員	圓山 茂夫
必修の区分	選択		
単位数	2 単位		
授業の方法	講義		
開講年次	1 年 第 1 クォーター		
講義内容	<p>食べる、住む、着る、製品を使う、サービスを利用するなど日常の消費生活において、消費者を守るために多数の法律や制度がつくられ、行政、企業などがそれらのルールに基づいた実務を行っている。この講義は、消費者保護の法と実務を学ぶことによって、学生が、賢い消費者となる知識だけではなく、事業者として、顧客に向けた活動をする、起業をする、就職して消費者と向き合うときに不可欠な知識をも得ることを目的とする。</p>		
到達目標	<p>①消費者として、損害を受けず、賢く消費活動をする知識を身につける。  ②事業者となったときに、消費者に対する責任を果たす視点を得る。  ③消費者と事業者とのトラブルが起きたときの、解決の仕方を知る。</p>		
授業計画	<p>第 1 回 訪問販売・電話勧誘―身近な勧誘を知る  その実態と法律、特にクーリング・オフについて詳しく</p> <p>第 2 回 マルチ商法  その実態と法律、このほかお金儲け系を含む</p> <p>第 3 回 通信販売  特にインターネットで買う・売る</p> <p>第 4 回 お金を預ける、借りる、支払う  金利、預金、投資、借金、クレジットカード、決済、債務整理</p> <p>第 5 回 広告と表示  主に景品表示法による広告表示の適正化</p> <p>第 6 回 製品の安全と表示  製品による事故の防止、事故が起きた際の製造物責任</p> <p>第 7 回 食品の安全  食中毒、食品衛生法による食中毒の防止</p> <p>第 8 回 食品の表示  食品表示法・J A S 法などによる表示制度</p> <p>第 9 回 通信と放送  携帯電話の契約、放送の契約</p> <p>第 10 回 住宅を借りる、買う  不動産業者の仲介、家主との関係、電気の契約、売買と登記</p> <p>第 11 回 契約を結ぶ・履行する  民法、消費者契約法の初歩</p>		

	<p>第12回 紛争を予防する・解決する</p> <p>トラブルの様々な解決方法、弁護士役割</p> <p>※数回は講義の後半にゲスト講師を招きます。ゲスト講師の都合により、第4回以降は、講義の順番の繰り上げ、繰り下げの可能性があります。</p>
事前・事後学習	<p>予習として、教科書の該当箇所を読み、自分の経験も考え合わせて「問い」をもって出席してください。復習として、教科書や配布資料を読み返すとともに、知った内容を友人に教えてみてください。</p>
テキスト	<p>圓山茂夫編著 『実践的消費者読本（第6版）』（民事法研究会）</p> <p>このほか、講義資料を配布する。</p>
参考文献	<p>講義資料に掲載する。</p>
成績評価の基準	<p>授業終了時に提出するペーパー 25%</p> <p>期末試験 75%</p>
履修上の注意 履修要件	
実践的教育	<p>該当しない。</p>
備考欄	<p>履修希望者が定員を超えた場合は、選考を実施する。</p>